

「緊急事態宣言」を受けての緊急提言

国は、大都市部における感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を踏まえ、令和2年4月7日に関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を行った。

各都道府県では、これまでも都道府県として不要不急の外出や夜間の外出の自粛など独自の要請や、命を守るために医療提供体制の確保や新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の取組だけでなく、地方ブロック単位や地方ブロックを越えて、医療物資の供給や医療体制の連携など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を進めてきた。

全国知事会としては、今後、緊急事態宣言の対象となる地域での感染拡大が一日も早く終息するよう、また、対象地域が更に拡大することのないよう、対象地域の知事が法に定められた権能を十分に駆使することができるよう、また、それぞれの都道府県が一致団結して取組を進めるとともに、引き続き、国と一体となって感染拡大の防止に全力を挙げて取り組む決意であり、国においては、当該宣言が実効性のあるものとするため、是非とも下記の点について対応するよう緊急に提言する。

記

1 イベント等の開催や事業活動の自粛など感染防止のための協力要請に対する補償等

イベント等の自粛や事業活動の休止については、主催者や事業者など地方公共団体からの要請の趣旨を理解し、協力していただくことが非常に重要であることから、国においては、まずもって緊急事態宣言の対象地域を皮切りに、中止・休止に伴う営業損失について補償するなど、主催者や事業者が安心して要請に協力していただけるよう、強力かつ実効性のある対策を講じること。

また、イベント等の開催や事業活動の自粛については、1,000 m²以下の対象とする施設の範囲の明確化も含めて、判断基準を明確に示すこと。

さらに、事業継続のために新たに創設される給付金については、早期に給付するとともに、必要に応じて複数回給付を行うこと。

2 緊急事態宣言の対象地域から他の地域への感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底

「緊急事態宣言」により、その対象となった地域に対して強力なメッセージを発出することが、結果として感染が確認されていない地域や感染拡大が収まっている他の地域に潜在的な感染リスクを不用意に拡散させることにつながりかねないことから、国の責任において、「緊急事態宣言」の対象地域から他の地域への移動の自粛並びに他の地域に移動する方々に対する移動先での健康管理の徹底及び「帰国者・接触者相談センター」への早期相談等について、注意喚起を徹底すること。

併せて、国民の行動変容を促すため、国民に対してわかりやすく、統一的でかつ正確な情報発信を行うこと。

3 命を守るための医療提供体制の整備

(1) 医療現場等への医療物資の安定的な供給等

医療機関等における医療物資については、これまで国において責任をもって調達・供給することとしているが、医療現場等においては、感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資がまだ十分に行き届いておらず、医療機関が安心して診療に専念できないのが実情である。

感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう国の支援が不可欠であり、引き続き、医療物資の調達・供給を進めるとともに、技術的、人的な支援も含め、安心して医療を提供できる体制を進めること。

また、さらなる感染防止を進めるため、感染が確認された患者情報を国と都道府県で共有するとともに、IgM及びIgG抗体検査法を承認した上で、PCR検査との併用を行うことにより、検査体制の効率化を図ること。併せて、PCR検査を必要とする方が速やかに受診できるよう、必要な検査試薬の調達・確保や受検機会の拡大などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

さらに、簡易検査キット、特効薬及びワクチンを早急に開発するとともに、実用化を急ぎ、新型コロナ感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

加えて、治療薬の適応選別を行っているが、治験データを早期にとりまとめ、その効果を医師会等と情報共有し、死亡事例の回避に努めること。

(2) 入院医療提供体制の整備に向けた国の支援

患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、緊急事態宣言の対象地域であるか否かにかかわらず、重症者及び中等症者を医療機関で適切に治療できるようにするため軽症者等を宿泊施設や自宅等で診療する場合の医療法及び健康保険法上の特例的な措置、既存病床の有効活用のため精神病床等と一般病床間の一時的な転用を柔軟に行えるような医療法上の特例的な措置、都道府県調整本部の設置や、入院患者の受入病床の確保に係る医療機関への要請等の調整に資する国の財政的、技術的、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）を行うこと。

例えば、巡回診療により対応する場合は医療法の運用上の特例として、診療所の開設手続きを不要とすることや、空床確保に係る国庫補助について、病棟単位での確保など都道府県が実情に応じて必要と認めるものについてはすべて対象とするほか、感染患者を受け入れる医療機関に対して報酬の上乗せをすること。

また、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ入院医療機関を支援するための制度を創設すること。

特に、無症状患者、軽症患者を受け入れるホテル等の借り上げにかかる経費の財源については、その全額を国の責任において確保すること。

(3) 医療専門人材の広域融通制度への支援

都道府県域や都道府県内の医療圏域等を超えて、医療専門人材の広域融通を図る制度を立ち上げることに対し、財政的、技術的、人的支援を行うこと。

4 地域の自由度の高い財政支援制度の創設

国においては、今回、創設されることとなった、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」や、感染防止策や医療提供体制の整備について地域の感染状況等の実情に応じて各都道府県が必要とする対策を柔軟かつ機動的に行える「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるために、交付金の配分について配慮すること。併せて、極力、各都道府県の判断で柔軟に活用できる制度とともに、申請書類の簡素化等、迅速な手続きが可能な制度設計とすること。

5 風評被害、差別意識の排除の推進

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。

令和2年4月8日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治